

プラスチック条約策定に関する要望書

外務大臣 殿
環境大臣 殿
経済産業大臣 殿

プラスチック条約策定に向けて日本が下記のような事項についても提案し、その実現に向けて積極的に取り組むことを要望します。

記

- 1 プラスチックポリマーの生産抑制の目標の設定(条約案Ⅱ-1)
- 2 プラスチックに使用される懸念化学物質の禁止、制限、段階的廃止の規制措置(条約案Ⅱ-2)
- 3 使い捨て製品を含む、問題のある・回避可能なプラスチック製品の使用禁止(条約案Ⅱ-3)

以上

氏 名	住 所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

第三次集約 2025年5月23日

呼びかけ団体： 有害化学物質から子どもを守るネットワーク(子どもケミネット) 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階 TEL: 03-5875-5410 FAX: 03-5875-5411	取扱団体： 生活協同組合コープ自然派奈良 〒636-0306 奈良県磯城郡田原本町西竹田33-1 TEL:0744-34-5055 FAX:0744-34-5056
--	---

**プラスチック条約策定に向けて、日本が下記のような事項についても提案し、
その実現に向けて積極的に取り組むことを要望します。**

**新しいプラスチックの生産量を削減する
プラスチックに使用される有害化学物質を抑制する
使い捨てプラスチックをやめる**

今、プラスチック汚染に関する条約（プラスチック条約）の策定交渉が正念場を迎えています。プラスチック廃棄物による地球規模の海洋汚染は深刻化しており、さまざまなレベルのすべての関係者を巻き込んだ緊急かつ国際的対応が求められています。プラスチック条約の策定はこのような国際的対応の第一歩であり、その内容如何は、人類がこの汚染危機を回避できるかどうかを左右すると言っても決して過言ではありません。

私たちは、このような重大な局面において、条約を危機回避の効果の高い内容のものとするために、日本が強いリーダーシップを発揮することを期待しています。

プラスチック汚染の根本原因はプラスチックの大量生産にあることは明らかで、汚染危機を回避するためには生産量の抑制—つまり「蛇口を閉める」—ことが必要不可欠です。また、プラスチックには多種多様な化学物質が大量に使用されており、それらのリユース・リサイクルを進めるにあたっては、有害な化学物質・ポリマーの管理・規制が必須です。従って、このような観点からの野心的取組みも、日本が積極的に提案する必要があると考えます。

そこで、私たちは、日本が条約案の以下のような事項についても提案し、その実現に向けて積極的に取り組むことを要望します。

1 プラスチックポリマー

- 一次プラスチックポリマーの生産抑制の世界的・国別目標を定め、締約国はそれを達成するために必要な措置を講じなければならないこと。

2 懸念される化学物質

- 各締約国は、プラスチックの製造において、一定の例外使用を除き、リスト化された有害化学物質について、禁止、制限、段階的廃止の規制措置を講じなければならないこと
- リスト化される化学物質については、原則として、UNEP・BRS 事務局作成の技術報告書「Chemicals in Plastics」に「ヒトや野生生物への影響が懸念される化学物質群」として記載されている 10 種の「懸念化学物質」とし、規制対象分野も、原則として、同報告書に優先的に対応すべきセクターとして記載されている 10 の産業セクターとすべきである。
- 懸念される化学物質には、ヒトや野生生物への影響が懸念されるもののほか、リサイクル段階での処理が難しい化学物質も含める必要がある。
- 懸念化学物質のリストは、今後の科学技術の進展に伴って随時追加されるものとすべきである。

3 問題のあるプラスチック製品

使い捨て製品のみならず、発泡ポリスチレン（EPS）、ポリスチレン（PS）、PVC（ポリ塩化ビニル）、ポリ塩化ビニリデン（PVDC）、ポリエチレンテレフタレートグリコール（PETG）を使った包装、および酸化型分解性プラスチック製品、マイクロカプセルを含む意図的なマイクロプラスチックについても使用禁止とすること。